



青葉ニュースレター

V o l . 64

2018年8月28日

はじめに

本報告書について

本報告書は、青葉ビジネスコンサルティングが独自で作成したものです。

本報告書の目的

本報告書は、主に中国へ進出されている、またはこれから中国進出を検討されている日系企業の皆様を対象に、中国国内での経営活動や今後の中国ビジネスに重大な影響を及ぼしうるような国家・地方レベルの最新の法律法規と関連政策の主な内容とその影響、日系企業をはじめとする外資系企業の取るべき主な対策などを紹介することを目的として作成されています。

免責事項

1. 本資料はあくまでも参考用として作成されたものであり、法律や財務、税務などに関する詳細な説明事項や提案ではありません。
2. 青葉コンサルティンググループおよびその傘下の関連会社は、本報告書における法律、法規および関連政策の変化について追跡報告の義務を有するものではありません。
3. 法律法規の解釈や特定政策の実務応用およびその影響は、それぞれのケースやその置かれている状況により大きく異なるため、お客様各社の状況に応じたアドバイスは、各種の有償業務にて承っております。

青葉コンサルティンググループ:

香港: 香港湾仔港湾道 30 号新鴻基中心 3 階

TEL: (852) 2850 8990 FAX: (852) 2850 7151

北京: 北京市朝陽区建国門外大街甲 24 号東海中心 605 室

TEL: (86-10) 6522 8158 FAX: (86-10) 6512 7168

広州: 広東省広州市体育西路 109 号高盛ビル 12 階 B 室

TEL: (86-20) 3878 5798 FAX: (86-20) 3878 5337

目次

「証照分離」改革パイロットを更に推進	4
【背景】.....	4
【影響】.....	4
【主要内容】.....	4
国家工商行政管理総局より工商登記前置審査認可事項目録の調整に関する通知	6
【背景】.....	6
【影響】.....	6
【主要内容】.....	6
納税信用評価に関連する事項に関する公告	7
【背景】.....	7
【影響】.....	7
【主要内容】.....	7
国家税務総局、「租税協定の執行に関する問題の公告」を発表	10
【背景】.....	10
【影響】.....	10
【主要内容】.....	10
税収協定における「受益所有者」に関する問題についての公告	13
【背景】.....	13
【影響】.....	13
【主要内容】.....	13

「証照分離」改革パイロットを更に推進

【背景】

上海人民政府が、中国共産党中央政府、国務院の決策意見に従い、政務簡素化、権限委譲、サービス改革改善に更に力を入れ、「登記は出来るが、経営は出来ない」(以下「准入不准营」)の問題を解決し、市場主体の活性化と、社会創造力を十分に促進させるために、「上海市の「証照分離」(営業許可証と関連許認可証明書の分離)の推進改革パイロットに関する工作公案」を制定し、国務院に提出した。国務院は浦東新区での「証照分離」改革パイロット進捗を図るため、パイロット期間を承認日から2018年12月31日までとして、これに同意した。

【影響】

当該「承認意見」は、「准入不准营」問題の解決に効果的であり、また、公平公正な市場環境を構築、「証照分離」改革と「多証合一」などその他の商事制度改革、行政審査制度改革をも推進するものである。また、制度新設の強化、政府職能の転換、営業許可証と関連許認可証明書の区別を明確化した。さらに、営業許可証書の取得後、関連許認可証明書を可能なかぎり減少化させ、認可証明書発行手続きを簡素化し、全国での行政体制改革を広く普及できるような実務経験を累積させることを可能とした。

【主要内容】

「承認意見」の主な内容は下記の通り:

一、上海浦東新区にて更なる「証照分離」改革パイロットを推進することに同意し、パイロット期間は承認日から2018年12月31日までとする。

二、原則として経営範囲に基づく企業申請の発票種類を制限せず、企業の四半期ごとの申告範囲を拡大する。小規模ビジネスの納税人に対しては、四半期ごとの税務申告とし、ゼロ申告の手続きを簡素化とする。

三、乙級、丙級の建設工程監理企業の資質審査において、告知承諾制

度(※)を導入する。また、外商投資の建築企業の下請工程範囲を拡大し、外商投資の建築工程設計企業に対し、外国業務背景に対する審査を免除する。

※前もって審査機関が必要審査条件を申請者に告知し、申請者は書面形式にて審査条件をクリアしていることの承諾申請をもらい、それにより審査機関がより早く審議を進めるための新制度

四、生産許可審査プロセスを改善し、生産許可の前置き審査条件を最大限に減らし、またそれら審査条件を全面的に整理し、製品品質安全に必要な条件と産業政策と無関係の内容に関しては、全部取り消しとする。生産許可検査項目を最大限に減少させ、製品品質安全項目のみに対し、生産許可検査を行う。生産許可証書発行に関する検査を改善し、生産許可証書の審査受理後に、企業が自社の経営状況に基づき、実地検査後に指定検査機構に依頼し製品検査を行うことか、もしくは実地検査前に必要条件に符合する検査機構に依頼し、製品検査を行うことができる。審査機関としてはその検査結果を採用とする。

五、旅行会社の業務経営許可(中国国内と中国入国業務に限定)審査と、外商投資の旅行会社業務経営許可審査において、告知承諾制度を導入し、関連管理規定を徐々に改善する。

【法規リンク】

「国務院より、上海市の「証照分離」改革パイロットに関する工作公案に対する承認意見」

http://www.gov.cn/zhengce/content/2018-02/11/content_5265811.htm